

第5群

社会生活への適応



5-1 薬の内服（介助の方法）

【選択のポイント】

・

No	事例	選択	理由
1	<p>服薬カレンダーや配薬ボックスへのセットは判断に含めるのか？</p> <p>1日3回の薬を月1回家族がセット。そこから自分で都度取り出し水も自分で準備して内服できている場合。都度家族の確認や声かけ等はないが、内服忘れはほとんどない状況。</p>	<p>頻度で考える</p> <p>含む</p>	<p>頻度で考える。</p> <p>事例の場合、介助あり：月1回、介助なし1日3回となり頻度で「介助されていない」となる。 (市・不明)</p> <p>テキスト「一部介助」の文中の「予め薬局で分包されている場合は含まない」の“薬局”は調剤薬局という場所を差し、居宅療養管理指導の薬剤師は含まないという解釈。</p> <p>また、同様に「一部介助」の文中「介護者が分包する等」の“介護者”には家族やヘルパー、薬剤師、訪問看護師等が該当し、“等”には投薬カレンダーや薬に日付を書く等幅広い意味で何らかの介助がある場合と考える。</p> <p>事例は介助者が服薬カレンダーにセットする行為があるため「一部介助」となる。 (市・R6・他市参考)</p>
2	<p>1日3回の内服で、粉と錠剤の薬が毎回ある。粉薬は家族が薬を口まで運び入れ、錠剤は手渡しすれば自分で服薬できる。この場合の判断はどうなるのか？</p>	一部介助	<p>1回分の薬の内服で考える。設問の事例は毎回錠剤と粉薬があり、1回分全体の内一部(錠剤)は自分で出来ているため「一部介助」となる。朝・昼・晩で錠剤や粉の内服するタイミングが異なる時は参考①の考え。</p>
3	<p>薬は落薬防止のため家族が口まで運び入れるが、家族が準備した水を自分で手に取り服薬する場合は。</p>	全介助	<p>テキスト定義の文中には一連の行為に「飲み込む(水を飲む)」とあるが、「全介助」の解説には薬を口に入れるまでを一連の行為としている。</p> <p>このことについて、令和6年の県研修会でも講師から内服する過程で水を飲みこむまで発生する動作として定義にはかかっているが、全介助の文中の通りあくまで薬を口に入れるまでの動作で考える。</p>

5-2 金銭の管理（介助の方法）

【選択のポイント】

.

No	事例	選択	理由
1	主管理は家族が行い、本人は財布を所持している。ただ、収支の把握はできないと家族から言われた場合は「全介助」の判断で良いか？	全介助	あくまで収支の把握ができているかが判断基準であるため、把握していない状況であれば「全介助」の選択となる。（財布をもっていないと落ち着かないため、仕方なく持たせている状況など）
2			

5-3 日常の意思決定（能力）

【選択のポイント】

.

No	事例	選択	理由
1	簡単な2択ができれば「日常的に困難」、2択も理解できず答えることができなければ「できない」という理解で良いか？		お見込みどおり。 質問内容は参考①のように限定せず日常生活動作（食事・トイレ）なども含めて考える。 例えば、発語による決定はできないが、食事介助の際口を閉じて食事はもういらないとすることが決定できる場合は“食事を取る・取らない”の2択が選択できるため「日常的に困難」となる。 (市・R6・他市参考)
2	治療方針など、本人が難聴で聞き取れず家族が医師の話を伝達してそれをもとに自己決定している場合はどう判断するのか。	できる	難聴により医師が話している内容をそのまま伝えた場合は自己決定は「できる」。 その他、医師が話している内容を理解しやすいように介助者がかみ砕いて説明して決定している場合は「特別な…」の選択となる。

5-4 集団への不適応（有無）

【選択のポイント】

- ・対応が必要かどうか。
- ・家族以外の集まりに参加することを強く拒否したり、適応できない等明らかに周囲の状況に合致しない行動であり、性格は関係ない。

No	事例	選択	理由
1			
2			

5-5 買い物（介助の方法）

【選択のポイント】

- ・店舗までの移動や、店舗内の移動は含まない。
- ・食材・日用品の買い物であり、嗜好品は含まない。
- ・選ぶ、取る、支払うが定義。荷物も持ち運びは含まない。

No	事例	選択	理由
1			
2			

5-6 簡単な調理（介助の方法）

【選択のポイント】

・

No	事例	選択	理由
1	経管栄養の栄養剤の温めについて。 施設入所中。栄養剤自体単体で温めないが、職員が白湯を混ぜて投与している場合はどう判断するか。	目的による	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養剤を温める目的で職員が白湯を混注 →「全介助」 ・ 水分補給目的の白湯を職員が栄養剤に混注 →「介助されていない」
2	朝・昼は温めが必要のない菓子パンを摂取。夕は家族が炊飯し電子レンジでの温めを行っている場合はどう判断するか。	全介助	<p>定義上の行為がここ1週間で1回のも発生していれば、その定義上の行為のみで判断する。今回の場合、夕食のみが定義上の行為なので「全介助」となる。 (AI判定の都合上、朝・昼の状態は“※”のあとに記載する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他、毎食菓子パンや果物など定義上の行為が発生しないものを摂取している場合はその状況を記載し「介助されていない」の選択となる。